平成２９年（フ）第３８５号
熊本県宇土市松山町1552番地１　飛鳥第一ハイツ205号室、前住所熊本県宇城市松橋町浦川内2308番地１
破産者　儀藤　京子
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町29番15号　野添アパート101号
破産者　濵田　国宏
１　決定年月日　平成30年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９０号
岩手県北上市和賀町長沼５地割370番地１
破産者　畠山　美保
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２１６号
秋田市御野場２丁目３番４号
破産者　高田　敏行
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９号
福島県伊達郡桑折町大字谷地字石塚33番地の１浅野アパート16号
破産者　松浦　正明
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１４３号
茨城県龍ケ崎市若柴町2970番地６　プランドール竜ケ崎Ｃ棟101号室、前住所茨城県龍ケ崎市川原代町2322番地の２
破産者　海老原貴男
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８５号
神戸市東灘区深江本町３丁目２番19―503号、前住所兵庫県芦屋市竹園町１番22―405号
破産者　石屋　裕之
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７９号
高知市大津甲1404番地10　本ノ丸荘
破産者　永岩　宏美
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４５号
長崎県長崎市戸石町1350番地１　林田アパート５号、旧住所長崎県長崎市丸山町７番27―1101号
破産者　井藤　夏希（旧姓木戸）
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
熊本県人吉市願成寺町1434番地１　コーポ美寿Ｆ棟
破産者　加村　敏春
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第４１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東3610番地１、前住所熊本県球磨郡錦町大字西637番地10高崎住宅５号
破産者　中村　幸敏
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第３７０号
宮崎市老松２丁目３番11号　市営住宅268棟903号
破産者　馬場　優子（旧姓尾田）
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５３５号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目51番１号ファーストホーム101号
破産者　瀬戸口　真
１　決定年月日　平成30年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６号
さいたま市見沼区大字蓮沼725番地８、破産手続開始時の住所さいたま市見沼区春岡２丁目８番地２
破産者　吉木実千雄
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
さいたま市北区奈良町９番地３サンハイム奈良町102号、旧住所さいたま市南区辻８丁目26番１号　７―201
破産者　鈴木　秀和
１　決定年月日　平成30年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８９号
札幌市豊平区平岸４条10丁目４番７号　コーポひじり201号
破産者　芝木　美絵（旧姓八巻）
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２３号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ703号
破産者　齋院美保子
１　決定年月日　平成30年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部